

# 出水期における防災体制

～佐渡地域における二級河川のホットラインとタイムラインの試行～

1

## ホットラインとタイムライン



### 基本的な考え方

- 佐渡地域における二級河川のホットライン・タイムラインは過去の出水に基づき設定
- 今年度は試行とし、1年を通じ検証を行う
- 検証の結果に基づき、必要な箇所を修正し、次期減災対策協議会に提案する

### 1 ホットラインとタイムラインの定義

- **ホットラインの定義(中小河川ホットライン活用ガイドライン※)**  
本ガイドラインで位置付ける河川管理者から市町村長等へのホットラインとは、市町村長が行う避難勧告等の発令の判断を支援するための情報提供の一環として、河川管理者から、必要に応じ河川の状況、水位変化、今後の見通し等を市町村長等へ直接電話等で伝える仕組みのことである。

※ H29.2国土交通省水管理国土保全局河川環境課

- **タイムラインの定義(タイムライン(防災行動計画)策定・活用指針※)**  
本指針において、タイムラインとは、災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画をいう。

※ H28.8 国土交通省水災害に関する防災・減災対策本部防災行動計画ワーキング・グループ

2

# ホットラインとタイムライン

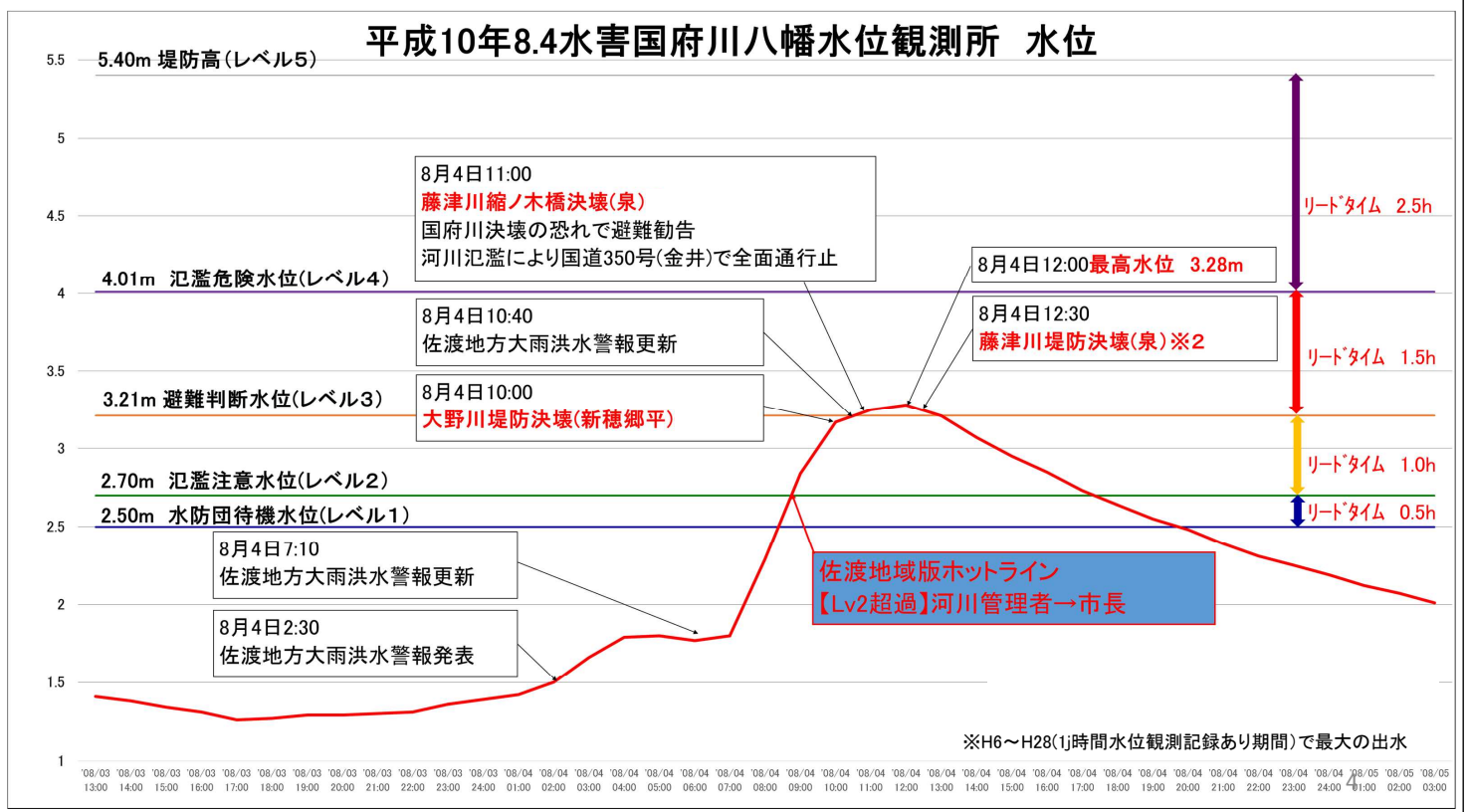
## 2 ホットラインの策定

| 項目         | ホットライン活用ガイドライン  | 佐渡地域における運用                                  |
|------------|---|---|
| (1)対象河川    | 水位周知河川  | 水位周知河川＋水位計設置河川                              |
| (2)伝達者・受達者 | 地域の実情を踏まえ決定<br>【事例】<br>①知事－市町村長<br>②県庁の河川担当部局の長－市町村長<br>③県庁の危機管理部局の長－市町村長or防災担当幹部<br>④出先機関（河川担当部局）の長－市町村長or防災担当幹部<br>⑤出先機関（危機管理部局）の長－市町村長or防災担当幹部 | 河川管理者（地域整備部長）<br>↓<br>佐渡市長                  |
| (3)伝える事項   | ① 現在の水位状況<br>② 今後の水位上昇と降雨状況<br>③ 想定危険箇所と想定被害<br>④ 類似した過去の出水<br>⑤ 上下流の状況   | 同左  |
| (4)タイミング   | ① 氾濫危険水位（または避難判断水位）に達する段階<br>② 急激な水位上昇が予想され、氾濫危険水位に到達することが確実な段階   | ① 国府川（八幡）で氾濫注意水位を超過又は超過の恐れ<br>② 堤防漏水など異常発見時 |
| (5)回数      | 1河川1洪水1回  | 国府川（八幡）で1洪水1回 <small>3</small>              |

# ホットラインとタイムライン

## 3 活用ガイドラインからの変更事項(1)

### ○ タイミング（平成10年「8. 4水害」※水位上昇と被害との相関）



## 3 活用ガイドラインからの変更事項 (2)

### ○ 対象河川

- ・ 佐渡地域においては、水位周知河川が国府川(八幡)のみ
- ・ 八幡観測所は河口に近く、水防警報水位を超過することが少ない

| 国府川(八幡)      | 水位    | 超過回数 | 超過年(H6~H28)   |
|--------------|-------|------|---------------|
| 水防団待機水位(Lv1) | 2.50m | 4回   | H7,H9,H10,H11 |
| 氾濫注意水位(Lv2)  | 2.70m | 2回   | H7,H10        |
| 避難判断水位(Lv3)  | 3.21m | 1回   | H10           |
| 氾濫危険水位(Lv4)  | 4.01m | 0回   |               |

- ・ 平成10年水害の実績として八幡水位観測所が氾濫注意水位を超過で支川で破堤  
※ 下流(八幡水位観測所)が水位上昇時には上流では破堤の危険が高まっている

- 危険度は未改修の上流(支川)が高い
- 洪水実績から八幡水位観測所と上流の被害の関連が推定

**対象河川を水位観測所のある河川で試行**

※ 国府川流域以外の河川(石田川、久知川、羽茂川)についても同基準で試行

5

## 4 ホットラインの運用

### (1) 事前情報

急激な水位上昇や局所的な被害等に対応するためにホットラインより前に担当レベルで情報共有することにより、迅速な体制構築を目的に実施する。

#### ○ 伝達情報

- ① 現在の水位状況
- ② 今後の水位上昇と降雨状況
- ③ 想定危険箇所と想定被害
- ④ 類似した過去の出水
- ⑤ 上下流の状況

#### ○ タイミング

- ・ 水位周知河川(国府川:八幡)で水防団待機水位を超過し、今後も上昇する恐れがある場合
- ・ その他の支川等で越水等の恐れがある場合

#### ○ 回数

- ・ 制限なし(ただし、佐渡市への負担を考慮し情報提供を行う)

### (2) 伝受達順

緊急時に連絡が取れないことが予測されることから、第3位まで伝受達者を事前に決め情報共有する。

6

## 4 タイムラインの運用

**国府川 八幡水位観測所** **前線性出水を対象とした国府川沿川(佐渡市)の避難勧告の発令等に着目したタイムライン(防災行動計画)(案)** **佐渡市**

※避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(案)(内閣府:平成26年4月)を参考に作成。また、国からの情報もあるが、割愛している。  
 ※時間経過や対応項目については想定で記載しており、各地域や自治体の体制及び想定する気象経過に合わせた検討が必要である。  
 ※気象台のホットライン・緊急速報メール(大雨特別警報・記録的短時間大雨情報)は、以下によらず、市町村において避難勧告発令を判断する目安の一つとなる。

赤字文字: 必須  
 黒文字: 推奨・任意



経過時間は危険水位を設定時のリドタイムで設定

※気象・水象情報に関する発表等のタイミングについては、地域・事象によって、異なります。

※避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(案)(内閣府:平成26年4月)を参考に作成。また、国からの情報もあるが、割愛している。  
 ※時間経過や対応項目については想定で記載しており、各地域や自治体の体制及び想定する気象経過に応じた検討が必要である。  
 ※気象台のホットライン・緊急速報メール(大雨特別警報・記録的短時間大雨情報)は、以下によらず、市町村において避難勧告発令を判断する目安の一つとなる。

赤文字:必須  
黒文字:推奨・任意



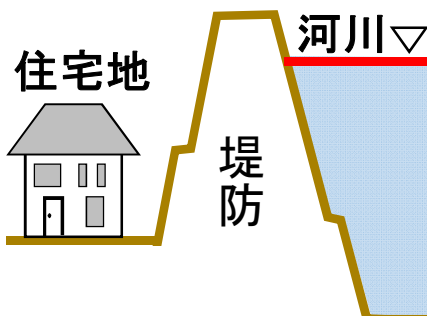
# 佐渡地域における中小河川ホットラインの運用[暫定]

河川管理者から市町村長等へのホットラインとは、市町村長が行う避難勧告等の発令の判断を支援するための情報提供の一環として、河川管理者から、必要に応じ河川の状況、水位変化、今後の見通し等を市町村長等へ直接電話等で伝える仕組みのこと。

※ 中小河川ホットライン活用ガイドラインより

|                                |                             |  |      |
|--------------------------------|-----------------------------|--|------|
| 1 対象河川                         | 水位周知河川<br>水位計設置河川           | 国府川(八幡)<br>国府川(新穂)、藤津川、小倉川、<br>大野川(皆川・白原)、羽茂川、久知川、石田川                                    |      |
| 2 伝受達者                         | 伝達者<br>受達者                  | 河川管理者(佐渡地域振興局地域整備部長)<br>避難勧告・指示発令者(佐渡市長)   |      |
| 3 提供情報                         | 伝達者から<br><br>受達者から          | 現在の水位、今後の水位上昇と降雨状況、<br>想定危険箇所、想定被害、類似の過去出水、<br>ダム等の状況<br><br>避難勧告・避難指示状況・一般被害・水防状況       |      |
| 4 タイミング                        | 水位周知河川                      | 氾濫注意水位(Lv2)超過又は超過の恐れがある場合<br>八幡水位観測所 氾濫注意水位 <b>2.70m※</b><br>※ 過去の出水及び被害履歴より支川氾濫の危険がある水位 |      |
| <p>平成10年8.4水害国府川八幡水位観測所 水位</p> |                             |  |      |
| 5 事前情報                         | 水位周知河川                      | 水防団待機水位超過し今後上昇の恐れがある場合<br>治水課長から建設課長へ事前情報提供を行う   |      |
| 6 伝受達順                         | 緊急時に連絡がとれない場合、次順位者により伝受達を行う |  |      |
|                                | 伝達順位                        | 河川管理者  | 佐渡市  |
|                                | 第1順位                        | 地域整備部長   | 市長   |
|                                | 第2順位                        | 地域整備部副部長(技術)   | 副市長  |
|                                | 第3順位                        | 地域整備部副部長(事務)   | 建設部長 |

※ 上記以外に堤防漏水など異常を発見した場合  
 ※ 市長へのホットラインは原則として1河川1回  
 ※ 複線化として同時に、治水課長から建設課長へ連絡



|      |         |                      |
|------|---------|----------------------|
| レベル5 | 氾濫の発生   | 避難完了の目安となる水位         |
| レベル4 | 氾濫危険水位  | 避難勧告を発表する水位          |
| レベル3 | 避難判断水位  | 避難準備・高齢者等避難開始を発表する水位 |
| レベル2 | 氾濫注意水位  | 河川の氾濫を注意する水位         |
| レベル1 | 水防団待機水位 | 水防団が待機する目安となる水位      |
| 安全   |         |                      |